

10 事業者の責務



指定障害福祉サービス事業者及び 指定障害者支援施設等の設置者の責務

【障害者総合支援法第42条】

指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、**障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。**

- 2 指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの**質の評価を行うこと**その他の措置を講ずることにより、**障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。**
- 3 指定事業者等は、**障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。**

指定障害児通所支援事業者及び 指定児童発達支援医療機関の設置者の責務

【児童福祉法第21条の5の18】

指定障害児通所支援事業者及び指定発達支援医療機関の設置者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立って効果的に行うように努めなければならない。**

- 2 指定障害児事業者等は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。
- 3 指定障害児事業者等は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

その他のサービスの責務も定められています。

**指定一般相談支援事業者及び
指定特定相談支援事業者の責務
【障害者総合支援法第51条の22】**

**指定障害児入所施設等の設置者の責務
【児童福祉法第24条の11】**

**指定障害児相談支援事業者の責務
【児童福祉法第24条の30】**